

福井市新学校給食センター整備運営事業 事業契約書(案)に関する第1回質問に対する回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
1	事業契約書(案)	3	1	1	(25)				定義	事業期間について、事業契約等の規定により、別紙1記載の事業終了日以前に終了することもございます。従いまして、「事業期間」の定義について、「理由の如何を問わず本契約が終了した日」又は「事業スケジュールにおいて本契約の契約終了日として定められた日」のいずれか早い方を終了日とする形に修正して頂くようお願い致します。	第58条第1項ただし書きをご参照ください。原案のとおりとします。
2	事業契約書(案)	6	1	1	(53)				定義	入札説明書(1頁)において、福井市新学校給食センターを「本施設」と定義されております。明確化のため、定義を統一して頂ければ幸いです。	原案のとおりとします。
3	事業契約書(案)	9	1	8	1				契約保証金	ただし書きに以下文言追加いただけますか。 「ただし、第5号の場合においては、事業者は、別途定める履行保証保険契約の内容で、i)事業者が契約者となり、福井市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、直ちにその保証証券を福井市に提出しなければならず、ii)建設企業等、設計企業等又は工事監理企業を契約者として、事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結せしめた場合は、事業者の負担により、その保険金請求権に、本契約に定める違約金支払債権を被担保債権とする質権を福井市のために設定しなければならない。」	原案のとおりとしますが、建設企業等、設計企業等又は工事監理企業を契約者として、事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結せしめ、事業者の負担により、その保険金請求権に、本契約に定める違約金支払債権を被担保債権とする質権を市のために設定する方法を認めます。
4	事業契約書(案)	9	1	8	1				契約保証金	履行保証保険の保険証券について、証券発行までに事務的な時間を要します。先に付保証明を提出し、証券発行ができ次第すみやかに提出させていただく方向でお願いできませんでしょうか。	ご指摘の方法によることを認めます。
5	事業契約書(案)	9	1	8	1				契約保証金	契約保証金額の一部を担保として提供し、残額を現金で納付することは可能でしょうか。	契約の保証は、第8条第1項各号のいずれか一つの方法によるものとしてください。
6	事業契約書(案)	9	1	8	1				契約保証金	「事業者は、…付さなければならない。」とありますが、契約保証金の納付や履行保証保険契約の締結は市議会議決の翌日までに行う必要があるという認識でよろしいでしょうか。	市議会議決日の前日までに手続きください。
7	事業契約書(案)	9	1	8	1	(3)			契約保証金	契約保証金の代替手段として、東日本建設保証株式会社の保証をお認めいただけますでしょうか。	認めます。
8	事業契約書(案)	9	1	8	2				契約保証金	各構成員が各業務毎に履行保証保険を締結する場合、各履行保証保険の保険金額合計が契約保証金額を上回っていれば、契約保証金の納付を免除いただけるのでしょうか。	履行保証保険による場合、原則としてSPCが保険契約を締結するものとしてください。 やむを得ない場合には、各構成員が保険契約を締結することも認めますが、整備期間においては、施工状況がどの段階でも本項に定める保証の額となるよう付保してください。
9	事業契約書(案)	11	2	11	3				基本設計の完了	貴市における設計図書に対する内容確認の通知につきましては、書面での通知をいただけますでしょうか。	書面による通知を行います。

福井市新学校給食センター整備運営事業 事業契約書(案)に関する第1回質問に対する回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
10	事業契約書(案)	11	2	12	3				実施設計の完了	貴市における設計図書に対する内容確認の通知につきましては、書面での通知をいただけますでしょうか。	書面による通知を行います。
11	事業契約書(案)	12	2	13	4	(1)			設計の変更	貴市にご負担をいただき、設計変更に伴い事業者が発生した損害、損失又は費用には、合理的な金融費用も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	事業契約書(案)	16	4	18	4				近隣対策	本項中の「近隣対策により事業者が生じた損害、損失又は費用」には近隣住民による反対運動により、事業者に損害、損失又は費用が生じた場合が含まれるという理解でよろしいでしょうか。仮に含まれるのであれば、近隣住民の反対運動により事業者が生じた損害、損失又は費用について原則として市の負担としてして頂くよう修正を求めます。反対運動の理由は複合的なものもあり、事業者・市いずれに起因するかを判断することは困難です。また、反対運動が市に直接起因する場合のみ事業者が生じた損害、損失又は費用を市が負担するということは事業者側にとってリスクが過大なものとなります。	入札書類において市が設定した条件又は市が実施した近隣説明に直接起因して事業者において生じた損害、損失又は費用については、市がこれを負担します。反対運動の理由により判断されます。原案のとおりとします。
13	事業契約書(案)	17	4	21	2				第三者による施工	「…ただし、当該第三者の商号、所在地その他市が求める事項を市に事前に通知したうえ、市の事前の承諾を得た場合はこの限りでない。」とありますが、福井市様が承諾をしない場合とどのようなケースが想定されますでしょうか。	原則として、本項本文のとおり、本件工事又は厨房設備調達設置業務の全部若しくは大部分について第三者へ委託し又は請け負わせることは認めません。ただし、やむを得ない場合は市の承諾を得て可とするものです。
14	事業契約書(案)	21	4	31	3	(1)			工事の一時停止	貴市にご負担をいただき、工事の一時停止に伴い事業者が発生した損害、損失又は費用には、合理的な金融費用も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	事業契約書(案)	21	4	33	1	(1)			工期変更の場合の費用負担	貴市にご負担をいただき、工期変更に伴い事業者が発生した損害、損失又は費用には、合理的な金融費用も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	事業契約書(案)	22	4	34					第三者に対する損害	「…当該損害等が事業者の責めに帰すべからざる事由により生じた場合・市がこれらを負担する…」との記載がありますが、事業者が善管注意義務を果たしたにも関わらず発生した第三者損害の賠償については、「事業者の責めに帰すべからざる事由により生じた場合」に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	事業契約書(案)	23	5	36	2				各種備品の調達・設置	本件施設の引渡し前から、市の所有物としての備品シールを貼り付けるという理解でしょうか。そうでしたら、実際の権利関係と異なる明示がなされていることになるかと存じますので、第2項の第1文は削除して頂きたく存じます。	本項第一文は、引渡し前の準備として備品シールを貼付することを意図しています。原案のとおりとします。
18	事業契約書(案)	26	6	40	1				運営開始の遅延	貴市にご負担をいただき、供用開始日の遅延に伴い事業者が発生した損害、損失又は費用には、合理的な金融費用も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

福井市新学校給食センター整備運営事業 事業契約書(案)に関する第1回質問に対する回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
19	事業契約書(案)	26 27	6	40	2 4				運営開始の遅延	第2項では「市の責めに帰すべからざる事由により」遅延した場合を規定しており、文言上、その中には例えば不可抗力や法令変更なども含まれることになるかと存じますが、事業者の帰責事由がない場合にも当然に事業者の負担とすることは避けて頂きたく、また、第4項との適用関係が不明瞭かと存じますので、第2項は、「事業者の責めに帰すべき事由により」と冒頭を修正して頂きたく存じます。	不可抗力及び法令変更により、供用開始日が遅延した場合は本条第4項の適用があります。運営開始の遅延については、市に帰責事由がある場合を除いて原則として事業者のリスク負担とするものです。原案のとおりとします。
20	事業契約書(案)	27	6	41	4				契約不適合責任	契約不適合に伴う履行の追完に過分の費用を要するときは、福井市様は履行の追完の請求ができないものとさせていただきますでしょうか。	第41条第1項ただし書きのとおり、履行の追完に過分の費用を要するときは、市の履行の追完の請求は制限されています。
21	事業契約書(案)	27	6	41	4				契約不適合責任	契約不適合に伴う損害賠償の請求について、契約不適合が本契約及び取引上の社会通念に照らし事業者の責に帰すべきではない事由により生じた場合は、行使されることはないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、第66条第8項をご参照ください。
22	事業契約書(案)	28	6	41	5				契約不適合責任	「…設備機器本体等の契約不適合について…」との記載がありますが、「等」には室内の仕上げ・装飾・家具・植栽など(例示であり、これらに限りません)が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	例示のあるものについては、ご理解のとおりです。
23	事業契約書(案)	28	6	41	12				契約不適合責任	「契約不適合が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」(平成11年法律第81号)第94条に規定する構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分について生じた場合(構造耐力上又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)には、請求等を行うことのできる期間は、これを供用開始日から10年とする。…」との記載がございますが、本事業における施設整備目的物は「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に定められる新築住宅には該当しないため、当該記載は適用されないものとさせていただきますでしょうか。	本項は、住宅の品質確保の促進等に関する法律第94条及び同施行令第5条に規定されている構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分についての記載を引用するものです。(住宅の品質確保の促進等に関する法律を適用するものではありません。)このような例示をもって、契約不適合責任期間に特則を設けるものです。原案のとおりとします。
24	事業契約書(案)	35	7	54	2				損害の発生	「ただし…負わないものとする。」とありますが、実施方針の20ページ目の別添資料3:リスク分担表(案)では維持管理・運営段階の施設損傷リスクの第三者の責めに帰すべき事由によるものは事業者負担となっています。どちらの文言が優先されるかご教示ください。	事業契約書の記載が優先します。
25	事業契約書(案)	35	7	54	4				損害の発生	「前項の規定により、…受けなければならない。」とありますが保険契約締結後、保険証券の発行まで1か月ほどかかります。従いまして、その代替として付保証明書提出をさせていただくことで問題ないでしょうか。	認めます。
26	事業契約書(案)	40	9	64					引渡し日前の解除の効力	出来形には、貴市の確認を受けた設計図書や、SPC経費、金融費用などの合理的な費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

福井市新学校給食センター整備運営事業 事業契約書(案)に関する第1回質問に対する回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
27	事業契約書(案)	40	9	64	1	(1)			引渡し日前の解除の効力	金融機関がSPCに対して融資を行う場合、貴市よりSPCが受領する施設整備業務にかかるサービス対価が唯一の返済原資となります。金融機関からの資金調達が困難となりますし、社会通念上の不利益が発生しないよう、本施設の出来形部分が存在する際には、出来形部分について貴市による買い受けをいただけますようお願いいたします。	ご指摘の場合において、出来形部分について検査に合格した場合は、当該部分を買受けることとします。
28	事業契約書(案)	40	9	64	1	(1)			引渡し日前の解除の効力	貴市に買い受けをいただく本施設に係る出来形部分については、当該出来形を形成する上で必要となった合理的なSPC経費(SPC設立費用、金融費用等)も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	出来形を構成する上で必要とした費用は合理的な範囲で出来形部分として認めます。
29	事業契約書(案)	43	9	66	4	(2)			損害賠償	【解約日の事業年度及び翌年度の2年度分のサービス対価の10分の1に相当する額】になっておりますが、自社業務の売り上げに対する割合が多く、高額です。【解約対象年度(1年度分)のサービス対価の10分の1に相当する額】に減額して頂けないでしょうか。	第66条第1項(引用される第60条第1項各号の規定を含む)は全て事業者の故意又は過失を前提としており、違約金の支払い義務の発生は市により本契約を解除されたとき、事業者が債務の履行を拒否し又は履行不能となったときに限定されます。今回の違約金は、事業者帰責で解除となった場合に出来る限り本市の財政出動がないようにデザインされているものであり、不足が生じた場合に本市の損害賠償請求をできるだけ避ける機能を持たせてあります。しかしながら、その結果、実損害以上の違約金額となる可能性があり、万一そのような場合には、公平な損害の分担の実現とは言えない側面もあろうかと考えます。したがって、不足は損害賠償という基本スタンスは従前のままとしながらも、損害賠償請求特有の障壁を若干下げさせていただき、請求先である事業者の存続をある程度(3年)維持していただくか、構成員が負担するとして、1か年を違約金算定ベースにする変更は可能となりますので、その旨契約書において修正いたします。なお、実際の変更条文については、別紙の第66条の案文をご参照ください。
30	事業契約書(案)	43	9	66	4				損害賠償	第66条第4項(1)(2)に消費税及び地方消費税は含まれますでしょうか。	市の支払うサービス対価には消費税及び地方消費税を含みます。
31	事業契約書(案)	43	9	66	4	(1)			損害賠償	施設の引渡し日の前後で違約金のベースとなる対価を区分していると思料いたしますが、サービス対価Bには引渡し後に発生する開業準備等の費用も含まれています。当該費用を差し引いていただけませんかでしょうか。	原則として、開業準備業務は施設引渡し前に完了するものと考えます。また、本号は業務にかかる費用に関わらず、違約金の額を定めるものです。原案のとおりとします。

福井市新学校給食センター整備運営事業 事業契約書(案)に関する第1回質問に対する回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
32	事業契約書 (案)	43	9	66	4	(2)			損害賠償	引渡し日以降の違約金の額が、「解除日が属する事業年度及び翌年度において支払われるべき施設供用業務に係る対価総額の10分の1に相当する額」となっておりますが、他事例では「解除対象年度(1年)分の10分の1に相当する額」程度とされる場合が多く、高額すぎるように感じます。施設整備費に係る資金を金融機関から調達する場合、金融機関から割賦債権が毀損しないよう当該違約金に対する資金手当てを求められ、その資金として高額な出資金設定や劣後ローン調達することは、構成企業にとって大きな負担となります。また、利息コストの負担も大きくなりますので、事業費圧縮の観点からも違約金の額を小さくして頂けるよう、お願いいたします。	事業契約書(案)に関する第1回質問に対する回答No.29をご参照ください。
33	事業契約書 (案)	43	9	66	4	(2)			損害賠償	違約金につきまして、「解除日が属する事業年度及びその翌年度において支払われるべき施設供用業務の遂行に係る対価総額の10分の1に相当する額」となっておりますが、全国的事例と比較しても高額に見受けられ、地元企業の参加条件として厳しいものと感じております。つきましては、条件緩和のご検討を頂けませんでしょうか。	事業契約書(案)に関する第1回質問に対する回答No.29をご参照ください。
34	事業契約書 (案)	43	9	66	4	(2)			損害賠償	引渡後に解除された場合の違約金が「解除日が属する事業年度及び翌年度において支払われるべき施設供用業務に係る対価総額の10分の1に相当する額」となっておりますが、他のPFI案件では解除対象年度(1年分)のサービス対価の10分の1が多く、本件も同様にしていただけないでしょうか。金融機関より施設整備費に係る資金を調達する場合、金融機関から割賦債権が毀損しないよう当該違約金に対する資金手当てを求められるのが一般的ですが、その場合の資金として高額な出資金設定や劣後ローン調達することは構成企業にとって大きな負担となるだけでなく、利息コストの負担も大きくなります。限られた予算の中で本事業に必要なものにコストを充てるべきであり、事業費圧縮の観点からも違約金額を上記のように小さくして頂けないでしょうか。	事業契約書(案)に関する第1回質問に対する回答No.29をご参照ください。

福井市新学校給食センター整備運営事業 事業契約書(案)に関する第1回質問に対する回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
35	事業契約書(案)	43	9	66	4	(2)			損害賠償	引渡し日以降に解除された場合の違約金が「解除日が属する事業年度及び翌年度において支払われるべき施設供用業務に係る対価総額の10分の1に相当する額」とされておりますが、これは非常に高額になります。これまでのPFI案件では1年分のサービス対価の10分の1が多く、同程度にしていただけませんか。構成企業にとって負担は大きく、利息コストも高価です。事業費を抑えるため、違約金額を抑える契約(案)にさせていただくことはできませんでしょうか。	事業契約書(案)に関する第1回質問に対する回答No.29をご参照ください。
36	事業契約書(案)	43	9	66	4	(2)			損害賠償	引渡し日以降本事業期間満了日までの違約金について、「解除日が属する事業年度及びその翌年度において支払われるべき施設供用業務の遂行に係る対価総額の10分の1に相当する額」とありますが、「施設供用業務の遂行に係る対価総額」には消費税等を含むとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	事業契約書(案)	43	9	66	4	(2)			損害賠償	引渡し日以降本事業期間満了日までの違約金について、「解除日が属する事業年度及びその翌年度において支払われるべき施設供用業務の遂行に係る対価総額の10分の1に相当する額」とありますが、他の給食センター(PFI事業)の事業契約書(案)を見ますと、1か年度分の対価を違約金のベースにしているものが多いかと思料いたします。2か年度分の対価を違約金のベースにされている理由をご教示いただけますでしょうか。	事業契約書(案)に関する第1回質問に対する回答No.29をご参照ください。
38	事業契約書(案)	43	9	66	4	(2)			損害賠償	引渡し日以降に本契約が解除された場合の違約金について、「解除日が属する事業年度及びその翌年度において支払われるべき施設供用業務の遂行に係る対価総額の10分の1に相当する額」とありますが、他のPFI事業と比べて高く設定されているかと思料いたします。入札説明書P7では「代表企業、構成企業のいずれかにおいて、福井市内に本店を有する者を1者以上含むこと。協力企業も可能な限り福井市内に本店を有する者を含むこと。」とありますことから、福井市様は市内企業の積極的な活用を期待されているかと思料いたします。しかし、本事業のように違約金が高くなるかと思料いたします。市内企業の積極的な活用という観点から、違約金の設定について再度ご検討していただけないでしょうか。	事業契約書(案)に関する第1回質問に対する回答No.29をご参照ください。

福井市新学校給食センター整備運営事業 事業契約書(案)に関する第1回質問に対する回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
39	事業契約書(案)	43	9	66	4	(2)			損害賠償	引渡後に解除された場合の違約金が「解除日が属する事業年度及び翌年度において支払われるべき施設供用業務に係る対価総額の10分の1」となっておりますが、他のPFI案件では解除対象年度(1年分)のサービス対価の10分の1が多いと思われます。違約金が大きくなることにより、事業者の資金調達に影響を及ぼす可能性があります。同様の対応で見直しすることは可能でしょうか。	事業契約書(案)に関する第1回質問に対する回答No.29をご参照ください。
40	事業契約書(案)	43	9	66	4	(2)			損害賠償	引渡し日以降、本事業期間満了日までの事業契約解除時における違約金相当額については、解除日が属する事業年度の施設供用業務の遂行にかかる対価総額の10分の1に相当する額に修正いただけませんか。プロジェクトファイナンスの調達においては、金融機関からSPCに対して違約金相当分のキャシュリザーブをお願いされるものであり、事業効率の観点からも違約金は小額の方が良いと考えます。	事業契約書(案)に関する第1回質問に対する回答No.29をご参照ください。
41	事業契約書(案)	43	9	66	4	(2)			損害賠償	違約金額が「解除日が属する事業年度及び翌年度において支払われるべき施設供用業務に係る対価総額の10分の1に相当する額」となっており、他案件と比べ高額な条件となっているようです。このような条件ですと、出資金を高額にせざるを得ず、資金調達等に大きな障壁となります。他案件と同レベルのサービス対価の10分の1程度にしていただけないでしょうか。	事業契約書(案)に関する第1回質問に対する回答No.29をご参照ください。
42	事業契約書(案)	43	9	66	4	(2)			損害賠償	引渡後に解除された場合の違約金が「解除日が属する事業年度及び翌年度において支払われるべき施設供用業務に係る対価総額の10分の1に相当する額」となっておりますが、他のPFI案件では解除対象年度(1年分)のサービス対価の10分の1が多く、本件も同様にしていただけませんか。地元企業が本件に参画するにあたり、大きなハードルになってしまい参画できなくなるおそれがあります。	事業契約書(案)に関する第1回質問に対する回答No.29をご参照ください。
43	事業契約書(案)	43	9	66	6				損害賠償	本項ただし書中の「支払済みの違約金額」とは、事業者が第2項から第4項に基づいて支払った違約金の合計金額を指すという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	事業契約書(案)	44	9	66	7				損害賠償	貴市にご負担をいただき、事業契約解除に伴い事業者に発生した合理的な範囲の損害には、合理的な金融費用も含まれる理解にてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	事業契約書(案)	45	10	74	1				秘密保持	「秘密」について定義を規定して頂くようお願い致します。	「秘密」とは、相手方から秘密情報として受領した情報を指します。
46	事業契約書(案)	54	別紙4	2					実施設計業務完了時	要求水準書【添付資料10 実施設計図書】においてパースの部数は1部と表記されております。一方で、事業契約書別紙4においてパースの部数は2部と表記されております。部数について統一した表記に修正してください。	要求水準書添付資料10の記載を正とします。契約締結時に、契約書において修正します。

福井市新学校給食センター整備運営事業 事業契約書(案)に関する第1回質問に対する回答

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
47	事業契約書(案)	55	別紙5	2					施工中の提出書類	「公共工事標準全体計画書」とありますが、「公共建築工事標準仕様書」の間違いではないでしょうか。	ご理解のとおりです。事業契約締結時に契約書において、ご指摘のとおり修正します。
48	事業契約書(案)	59	別紙7	2	(1)				第三者賠償責任保険	補償額は指定される以上の金額としてもよろしいでしょうか。	可とします。
49	事業契約書(案)	59	別紙7	2	(2)				普通火災保険	火災保険は一般的にその目的となる施設の所有者が加入するものです。BTO方式である本事業において貴市で共済保険等の保険に加入されませんか。貴市が保険に加入する場合、事業者が加入する必要がありません。要件から除いて頂けませんか。	市の共済加入の有無に関わらず、火災保険の付保は契約上の義務としています。原案のとおりとします。
50	事業契約書(案)	59	別紙7	2	(2)				普通火災保険	本事業はBTO方式であり、貴市にて本施設の火災保険に加入されると想定しておりますが、貴市にて加入された場合でも事業者側で火災保険の加入が必要でしょうか。事業者の帰責による火災を想定されている場合、火災保険と同等の内容であれば、火災保険ではなくてもよろしいでしょうか。	前段については、事業契約書(案)に関する第1回質問に対する回答No.49をご参照ください。後段については、火災保険と同等の効果がある内容であれば、ご理解のとおりです。
51	事業契約書(案)	59	別紙7						事業者が付保する保険	てん補限度額や免責金額等、記載がない保険条件については事業者の提案に委ねるという理解で正しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	事業契約書(案)	59	別紙7	2	(2)				普通火災保険	普通火災保険の補償対象は貴市所有の財物(建物、什器・備品)のみという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	事業契約書(案)	59	別紙7						事業者が付保する保険	維持管理業務期間中及び運営業務期間中において、本施設に関して貴市が付保する保険・共済等がありましたら、その補償内容等をご教示ください。また、貴市でそれらを付保する場合、事業者に帰責がない場合の損害について、貴市の保険・共済等で補償されるとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、市は全国市有物件災害共済に加入する予定です。全国市有物件災害共済会WEBサイト内「建物総合損害共済業務規程」等をご参照ください。後段については、同「建物総合損害共済業務規程」等をご確認ください。
54	事業契約書(案)	59	別紙7	2					整備期間満了後(引渡し日の翌日以降)の保険	念の為確認させてください。維持管理業務及び運営業務期間中の保険は通常1年の保険期間となりますので、期間1年の保険契約を都度更新して付保することでよろしいでしょうか。	可とします。ただし、第54条第4項に規定する保険証券その他保険の内容を示す書面を、毎年の更新時に速やかに提出するものとします。



別紙（事業契約書（案）に関する第1回質問に対する回答 No.29）

（損害賠償）

第66条 市は、事業者に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害（市において生じた人件費その他諸経費のみならず、契約不適合の是正のため又は解除された本契約に代わる本事業若しくは本事業の後継事業の遂行のために市が第三者との間で新たな契約を締結するために要した費用（当該契約の入札その他公募手続追行費用を含むが、これらに限られない。以下、本条において同じ。）の賠償を請求することができる。

- (1) 本件工事の目的物に契約不適合があるとき。
- (2) 第60条の規定により本契約が解除されたとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、事業者が本契約上の債務につき債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合、事業者は、違約金を市の指定する期限までに支払うものとする。この場合（第60条第1項第11号及び第13号の規定により、本契約が解除された場合を除く。）において、第9条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、市は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

- (1) 第60条の規定により本契約が解除されたとき。
- (2) 事業者がその債務の履行を拒否し、又は事業者の責めに帰すべき事由によって事業者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合においては、再生債務者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された管財人

4 第2前項の違約金は、第2項各号のいずれかに該当した日（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合には、前各号に掲げる者が本契約を解除した日）が属する期間に応じて、次の各号の定める金額とする。

- (1) 本契約締結日以降引渡し日前まで  
施設整備費（サービス対価A及びBの合計から割賦金利を差し引いた金額。本契約の締結日において適用される税率の消費税及び地方消費税を含む。）の10分の1に相当する額
- (2) 引渡し日以降本事業期間満了日まで

解除日が属する事業年度及びその翌年度において支払われるべき施設供用業務の遂行に係る対価総額の10分の1に相当する額

- 5 第1項第1号及び第2項第1号に規定する場合（第60条第1項第11号及び第13号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第8条の規定により市を被保険者とする履行保証保険契約が締結されているときは、市は、当該履行保証保険契約の保険金を受領し、これをもって違約金及び損害賠償に充当することができる。
- 6 第1項と第2項から第4項までの各規定は相互に適用を妨げず、重疊的に適用されるものとする。ただし、第2項から第4項までの規定の定めるところに従って事業者が違約金を支払ったときは、第1項に基づき請求された市が被った損害額が支払済みの違約金額を上回るときに限り、事業者は、その差額を市の請求するところに従って支払えば足りるものとする。なお、市が被った損害額が確定しない場合（第1項に基づく請求が完了した旨を市が確認した場合を除く。）、事業者は、本契約の終了後も第1項に基づく市に対する損害賠償義務を履行するため、本契約の終了から3年を経過するまで解散してはならない。ただし、事業者が第1項に基づく市に対する損害賠償義務を代表企業、設計企業、建設企業、厨房設備企業、維持管理企業、運営企業その他市が合理的に満足する第三者に承継せしめた場合には、この限りではない。
- 7 事業者は、市に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、これにより事業者が被った合理的な範囲の損害請求することができる。
  - (1) 第59条又は第61条の規定により本契約が解除されたとき。
  - (2) 市が本契約上の債務につき債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき（第81条の適用がある場合を除く。）。
- 8 前各項の定めにかかわらず、本条に基づく請求権を有する当事者は、本契約及び取引上の社会通念に照らして相手方当事者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、当該請求権を行使することができない。ただし、第3項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合は、この限りでない。